

苫小牧市建設工事共同企業体運用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、苫小牧市が発注する建設工事において活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定める。

(企業体の種類)

第2条 苫小牧市が活用する共同企業体は、別に指定する建設工事ごとに結成する共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)とする。

(資格審査)

第3条 削除

(施工方式)

第4条 共同企業体による施工方式は、原則として共同施工方式(甲型)によるものとし、工事内容がこれになじまない等の場合のみ、分担施工方式(乙型)によることができるものとする。

(対処工事)

第5条 特定建設工事共同企業体により施工する工事は、次の各号に定める工事であって、工事の内容等を総合的に勘案して、共同企業体の施工を必要とするもののみを対象とする。

- (1) 土木工事、舗装工事は、原則として設計金額1千5百万円以上
- (2) 建築工事は、原則として設計金額2千万円以上
- (3) その他は、原則として設計金額1千万円以上

(構成員数)

第6条 構成員の数は、3社までとする。ただし、特に大規模工事で、技術力を結集する必要がある場合、その他市長が特に必要があると認める場合は5社までとすることができる。

(資格要件)

第7条 構成員は少なくとも次の要件を満たす者とする。

- (1) 工事にあっては、発注工事と同種の建設業の種類について、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けていること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事と同種の工事を施工した経験があること。

(結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第9条 出資比率の最小限度は、次の各号に定める率を基準とする。

- (1) 2社の場合 30パーセント
- (2) 3社の場合 20パーセント
- (3) 4社の場合 15パーセント
- (4) 5社の場合 10パーセント

(代表者)

第10条 構成員の格付等級が異なる場合は、上位等級の者を代表者とする。また、2以上の異なる業種の者による共同企業体にあつては、代表者となるべきものの業種及び等級等を指名委員会が別に定めるものとする。いずれの場合も、共同企業体の構成員中、最大の出資比率の者を代表者とする。

附 則

この運用規程は、平成25年1月21日から適用する。

附 則

この運用規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この運用規程は、令和4年4月1日から適用する。